

社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
会計監査人候補者に関する募集要項

社会福祉法（以下「法」という。）の改正に伴い、平成２９年度から一定規模以上の社会福祉法人には、会計監査人の設置が義務付けられることになりました。

社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、設置義務対象法人となる可能性が高いため、下記のとおり会計監査人候補者を募集いたします。

記

１ 概要

事業者には、企画提案を求める。価格のほか、実績、専門性、技術力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する。

２ 業務内容

本業務は、予備調査業務と会計監査人業務の２つから構成される。ただし、当事業団が会計監査人設置の対象法人とならない場合は、本業務を実施しない、若しくは予備調査のみの実施とする場合がある。

（１）予備調査業務

会計監査人業務を実施するために必要となる内部統制の整備・運用、社会福祉法人会計基準に基づく会計処理及び計算書類の現状調査を実施し、法の規定による会計監査に対し適切に対応できるよう、改善を要すると認められる事項について指導・助言の支援を実施する。

詳細は、別紙１「社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団予備調査業務仕様書」のとおり。

（２）会計監査人業務

法に規定する会計監査人業務を実施する。

詳細は、別紙２「社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団会計監査業務基本仕様書」のとおり。

３ 契約期間

（１）予備調査業務

契約締結日～平成３１年３月３１日まで

（２）会計監査人業務

平成３１年度定時評議員会（平成３１年６月開催予定）において選任を受けた日～

平成32年度定時評議員会（平成32年6月開催予定）まで

なお、法第45条の4による解任等、特段の事情がなければ平成32年度定時評議員会以降についても再任するものとする。

4 応募資格

以下（１）～（４）のいずれにも該当する事業者が、応募資格を有するものとする。

（１）法第45条の2に定める公認会計士または監査法人であり、公認会計士法その他の諸法令における欠格事項に該当しないこと。ただし、公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができないものを除く。

（２）社会福祉法人及び医療法人に対する会計監査人監査業務、予備調査業務、経営支援・会計指導等の実績があること。

（３）公認会計士の中に日本公認会計士協会の社会保障部会に加入している者がいること。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団員またはその関係者に関与する活動を行う者でないこと。

5 選定のスケジュール

9月19日（水）	応募意思表明書締め切り（必着）
9月19日（水）	質問受付締め切り（必着）
9月25日（火）	質問回答
9月10日（月）～10月2日（火）	予備調査提案書・企画提案書（又は辞退届） 提出期間
10月31日（水）	選定結果通知（予定）

6 提出書類

（１）応募意思表明書（様式1）

応募を希望する場合は、様式1の「応募意思表明書」を郵送にて提出すること。

なお、意思表明をされた後に辞退する場合には、必ずメール等にて連絡すること。

（２）質問票（様式2）

質問事項がある場合は、様式2によりメールにて送付すること。質問は、質問者を匿名化したうえで一括して回答を作成し、全ての応募意思表明書提出者にメールにて回答する。公平性の観点から電話や面会での質問は一切受け付けないものとする。

（３）予備調査提案書（様式3）、企画提案書（様式4）

予備調査提案書（様式3）、企画提案書（様式4）については、それぞれ正本1部、副本8部を作成し、郵送または持参にて提出すること。なお、法人及び事業所の概要がわかるパンフレット等を添付すること。

7 選定方法

提出された書類（予備調査提案書及び企画提案書等）により、当事業団会計監査人候補者選定委員会による書類審査を行い選定する。なお、提出書類の内容についてヒアリングの必要があると判断した場合には、応募者と提案内容等についてヒアリングを行う。（ヒアリングは10月22日（月）～10月26日（金）の間に実施する予定）

8 その他

- （1）提案に係る費用は提出者の負担とする。
- （2）提出された書類は返却しない。
- （3）提出期限後の差し替え、追加は認めない。
- （4）当事業団の施設概要や決算報告書などは、当事業団のホームページ（<http://tswa-swc.or.jp>）にて公開しているので、必要に応じ参照のこと。

【問い合わせ先・提出先】

社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団

経営管理課 井野元・佐藤・原

〒135-0043 東京都江東区塩浜2-5-15 新塩崎荘2階

電話：03-6666-1046 FAX：03-6666-1478